

I P通信網サービス契約約款 別冊（OCN ひかり電話サービス） 【現改比較表】 2022年7月1日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

| | |
|--|--|
| <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第11章 附帯サービス (略)</p> <p>別記 1～10 (略)</p> <p>11 端末設備の提供等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) OCN ひかり電話契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>(9) 第14条（契約に係る利用権の譲渡）又は第16条（当社が行う契約の解除）の規定によりOCN ひかり電話利用契約が解除となったときは、その端末設備を利用していた者は、端末設備を現状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。</p> <p>(10) 前項に規定する期限までに端末設備が返却されない場合は、そのOCNひかり電話契約者は、当社が指定する期日までに、料金表第3表第3（端末設備の提供等に係る料金）に定める<u>違約金</u>を支払っていただきます。</p> <p>(11) 前10項に定めるほか、端末設備に関する料金その他の取扱いについては、この約款の定めによるものとします。</p> <p>12～21 (略)</p> | <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第11章 附帯サービス (略)</p> <p>別記 1～10 (略)</p> <p>11 端末設備の提供等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) OCN ひかり電話契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、料金表第3表第3（端末設備の提供等に係る料金）に定める<u>亡失等端末設備代金及び</u>その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 前項に規定する期限までに端末設備が返却されない場合は、そのOCNひかり電話契約者は、当社が指定する期日までに、料金表第3表第3（端末設備の提供等に係る料金）に定める<u>端末設備未返却代金</u>を支払っていただきます。</p> <p>(11) (略)</p> <p>12～21 (略)</p> |
|--|--|

| | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------------|--|---------------------------------|---|----------------------|
| 料金表 | | | | 料金表 | | | |
| 通則 | | | | 通則 | | | |
| 第1表～第2表 工事費（工事費（附带サービスの工事費を除きます。）） （略） | | | | 第1表～第2表 工事費（工事費（附带サービスの工事費を除きます。）） （略） | | | |
| 第3表 附带サービスに関する料金 | | | | 第3表 附带サービスに関する料金 | | | |
| 第1～第2 （略） | | | | 第1～第2 （略） | | | |
| 第3 端末設備の提供等に係る料金 | | | | 第3 端末設備の提供等に係る料金 | | | |
| 1 適用 | | | | 1 適用 | | | |
| | 区分 | 内容 | | | 区分 | 内容 | |
| | (1) 端末設備 利用料の適用 | ア 当社は、OCN ひかり電話サービスについて、2（機器利用料）に規定する機器利用料を適用します。 | | | (1) 端末設備 利用料の適用 | ア 当社は、OCN ひかり電話サービスについて、2（機器利用料）に規定する機器利用料を適用します。 | |
| | | イ 当社は、機器利用料を料金表通則の規定に準じて取り扱います。この場合において、料金表通則中「OCN ひかり電話契約」とあるのは「端末設備の提供」と、「利用料金」とあるのは「機器利用料」と、読み替えるものとします。 | | | | イ 当社は、機器利用料を料金表通則の規定に準じて取り扱います。この場合において、料金表通則中「OCN ひかり電話契約」とあるのは「端末設備の提供」と、「利用料金」とあるのは「機器利用料」と、読み替えるものとします。 | |
| | (2) <u>当社が定める期限までに端末設備の返却が無い場合の料金の適用</u> | <u>OCN ひかり電話契約者は、そのOCN ひかり電話契約の解除又は種類、品目及び細目の変更があった場合であって、返却を要する端末設備について当社が指定する期限までに返却がないときは、別記11（端末設備の提供等）及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する違約金を一括して支払っていただきます。</u> | | | (2) <u>亡失等端末設備代金及び端末設備未返却代金</u> | <u>OCN ひかり電話契約者は、別記 11 第 8 号に規定する亡失等端末設備代金及び第 10 号に規定する端末設備未返却代金として、端末設備の種類により次表に規定する金額を適用します。</u> | |
| | | <u>区分</u> | <u>違約金の額</u> | | | <u>種別</u> | <u>料金額</u> |
| | | <u>違約金</u> | <u>当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額</u> | | | <u>ホームゲートウェイ</u> | <u>12,000 円（不課税）</u> |

